

くろまぐろに係る高知県内融通取扱要領

1 趣旨

国から本県に数量配分されたくろまぐろは、高知県資源管理方針（以下「方針」という。）に基づき、小型魚及び大型魚ごとに知事管理区分に漁獲可能量を配分し、管理を行っている。

この要領では、漁場形成の状況、想定外の来遊等により生じた未消化分の漁獲可能量を有効活用するために、方針に規定していない知事管理区分間での融通の取扱いを定めることとする。

2 知事管理区分間での融通の取扱いについて

（１）融通を行う知事管理区分

- ①高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（７月から９月まで）及び高知県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（７月から９月まで）間
- ②高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（１月から３月まで）及び高知県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（１月から３月まで）間
- ③高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（７月から９月まで）及び高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）（４月から９月まで）間

（２）方法

- ①管理年度の８月末時点で当該期間別（７月から９月まで）漁獲可能量の残数量が大きい漁法（Ａ）の漁獲量が当該期間別漁獲可能量の７割に満たず、かつ他方の漁法（Ｂ）の漁獲量が当該期間別漁獲可能量の７割を超えている場合、Ａの漁獲可能量の残数量の２分の１をＢに譲渡する。
- ②管理年度の２月末時点で当該期間別（１月から３月まで）漁獲可能量の残数量が大きい漁法（Ａ）の漁獲量が当該期間別漁獲可能量の７割に満たず、かつ他方の漁法（Ｂ）の漁獲量が当該期間別漁獲可能量の７割を超えている場合、Ａの漁獲可能量の残数量の２分の１をＢに譲渡する。
- ③管理年度において、養殖用種苗の採捕の終了が確認された時点又は９月末時点のいずれか早い時点で、高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗）（４月から９月まで）の漁獲可能量の残数量を高知県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（養殖用種苗以外）（７月から９月まで）に全て譲渡する。

（３）手続き

（２）の方法により、知事管理漁獲可能量を変更した場合については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ高知海区漁業調整委員会からの了承を得たうえで、同委員会への事後報告により対応することとする。

附則

この要領は令和６年４月１日から施行する